

令和6年（2024年）11月15日

知っておく！「闇バイト」

全国各地において、SNS等における犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」に応募したと思われる者による強盗事件等が多発しており、他府県においては中学生や高校生も検挙されるなどと、連日報道されています。これらには以下のような特徴があります。

- ・ 仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払を示唆する
- ・ 応募後、匿名性の高いアプリへ誘導する
- ・ 応募者に対して、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求める

こうした不審点のある求人情報については、「闇バイト」である可能性があり、危険性が極めて高いこと、応募してしまった場合には警察に相談することを知っておきたい。知らぬ間に犯罪に加担することがないようにしたい。

知っておく！道路交通法改正

本年5月、道路交通法の一部を改正する法律が公布され、自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止（本年11月1日施行）、自転車利用者に対する交通反則通告制度の導入（公布から2年以内に施行）など、自転車の交通事故防止のための規定が整備されました。いずれも16歳以上の者が反則制度の対象となることから、対象前となるみなさんは、今のうちに知っておくことが大切です。また、原動機付自転車等の「運転」の明確化が明記され、いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為が、原動機付自転車等の「運転」に該当することとなりました。ペダル付き原動機付自転車の運転に当たっては運転免許を要すること、乗車時にはヘルメットを着用しなければならないこと、歩道通行が禁止されていること等について正しく知らずに乗ってしまうことのないようにしなければなりません。わかりやすいパンフレットを添付しますので、ぜひ見ておいてください。